

# 農地法第4・5条許可申請（届出）に必要な書類

農地を転用（住宅、資材置き場、駐車場等に利用）する場合

必 要 書 類	部 数				備 考
	調整区域(許可申請)		市街化区域(届出)		
	4条	5条	4条	5条	
許可申請書(届出)※両面印刷	3 申請者数+2部	4	1	1	
本人確認書類 ※申請者及び代理人の運転免許証、マイナンバーカード等写し	2	2	1	1	
登記簿謄本(登記事項全部証明書に限る) ※発行日より3ヵ月以内の原本	2	2	1	1	法務局
公図 ※発行日より3ヵ月以内の原本	2	2	1	1	法務局
見取図(ゼンリン写し等)	2	2	1	1	
水道配管図(上下水) 【※許可基準の農地区分で必要な場合】	2	2	/	/	・南部水道企業団 ・役場区画下水道課
内面積確認書 及び 求積図または地積測量図 【※土地の一部を転用する場合】	2	2	1 ※確認書は不要	1	
配置図、平面図、排水図 ※建築面積等が確認できる資料	2	2	1	1	
事業計画書 及び 配置図、計画図、排水図等 【※資材置場、駐車場、倉庫等の場合】	2	2	1	1	既存地の位置図、 平面現況図又は写真【※該当の場合】
契約書の写し ※売買、賃貸借、使用貸借契約書、贈与証明等	/	2	/	/	
資金計画書 及び 資金調達を確認できる資料 ※預金残高証明書(原本)、融資証明(原本)、通帳写し等	2	2	/	/	
開発行為許可申請書の写し 【許可申請で建築の場合等】	2	2	1 ※面積が1,000㎡超える場合	1	
代替地検討書 及び 見取図(ゼンリン写し等) 【※許可基準の農地区分で必要な場合】	2	2	/	/	
仮換地証明書 及び 仮換地指定図等の写し 【※区画整理事業施行区の場合】	/	/	1	1	
住民票抄本 又は 戸籍の附票(譲渡人) 【※現住所と登記簿上の住所が異なる場合】	2	2	1	1	
法人の定款 及び 登記簿謄本 【※申請者が法人の場合】	2	2	/	/	※「原本と相違ない ことを証明する」と記入し、実印を押印
委任状(様式第5号の15) 【※代理人が申請する場合】	2	2	1	1	
その他 該当する場合 ・赤土等流出防止条例届出の写し【南部保健所】1,000㎡超過 ・景観法届出の写し【役場まちづくり振興課】500㎡超過	2	2	1	1	

① 県知事許可の提出書類は、**原本(1部)、コピー(1部)です。**

② 土地登記簿の所有名義人と申請人(譲渡人)が異なる場合は、申請人が真正な権利者であることを確認出来る書類を添付して下さい。……相続系譜図、戸籍謄本、遺産分割協議書等

● 許可申請書の受付期間は、**毎月7日～12日**です。なお届出(市街化区域)は随時受付しています。  
(12日が閉庁日の場合には、その前の開庁日までとさせていただきます。)

● お問い合わせ先 … 南風原町農業委員会 TEL : 098-889-4163

## 【申請書の提出方法】

- 許可申請書・届出書・事業計画書は南風原町役場ホームページから入手できます。

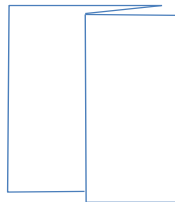
<http://www.town.haebaru.okinawa.jp/> (トップページから「住まい・産業」→「農業・農業委員会」にあります。)

- ① 県知事許可(市街化調整区域)で、許可申請書以外の提出書類は原本(1部)、コピー(1部)です。

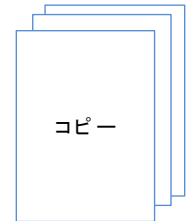
- ② 提出書類は、表面の「必要な書類」の順番に並べて下さい。

- ③ 用紙は出来るだけA4またはA3をお願いします。

- ④ A3は右のとおり折り曲げ、A4サイズに合わせて下さい。



- ⑤ 原本とコピーは分けて、クリップ等で留めて提出して下さい。



## 【許可までの標準期間】

- 県知事許可(市街化調整区域)・・・約2カ月

申請(7~12日)→総会(25日頃)→県審査会(翌月25日頃)→許可書交付(末日)

※ 12日を過ぎて申請した場合、または書類不備の場合は、翌月の総会になります。

※ 関連する他法令の許可可等(開発行為許可など)が未申請、または未許可の場合は、県審査が翌月以降の審査会へ持ち越される場合があります。

- 届出(市街化区域)・・・約1週間

## 【転用許可の基準】

下記の立地基準と一般基準を満たしていること

### (1) 立地基準

原則、次のいずれかに該当する程度に達している区域

- (ア) 水管、下水道管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路(幅員4メートル以上の道で、高速道路、自動車専用道路及び農業用道路を除く。)の沿道の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設がある。
- (イ) 申請地からおおむね300メートル以内に、高速道路の出入口または町村役場(支所を含む。)がある。
- (ウ) 住宅若しくは事業用施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている。
- (エ) 街区(道路、河川、水路等によって区画された地域)の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えている。

### (2) 一般基準

次のいずれにも該当していないこと

- (ア) 転用行為を行うのに必要な資力及び信用があると認められない
- (イ) 申請地の転用行為の妨げとなる権利(賃借権等)を有する者の同意を得ていない
- (ウ) 許可を受けた後、遅滞なく、申請に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない
- (エ) 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分がされなかったこと又はこれらの処分がされる見込みがない
- (オ) 申請に係る事業の施行に関して法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議を現に行っていない
- (カ) 申請地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用できる見込みがない
- (キ) 申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない
- (ク) 申請に係る事業が、土地の造成(その処分を含む。)のみを目的とするもの
- (ケ) 周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがある